



京都府内事業者対象
(京都市内事業者を除く)
※京都市内事業者にも同様の制度があります。

令和2年9月補正予算

新型コロナウイルス感染症離職者 採用支援事業費補助金

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方や収入が減少した方等(ただし、京都府民に限る)を、正規雇用労働者又は非正規雇用労働者として雇い入れる府内中小企業等に対して、賃金等の経費を補助します。

詳細は裏面へ

補助限度額

正規雇用労働者を雇用した場合

1人当たり **30万円**

非正規雇用労働者を雇用した場合

1人当たり **10万円**

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、6/1~12/15の間に新たに採用し、3箇月以上の雇用がある方に限ります。

※ 対象労働者が3箇月以内に自己都合で退職された場合でも、その労働者についての補助金は支給しません。

※ 対象労働者については、雇用日から3箇月経過時に、京都府民である必要があります。

※ 対象労働者に支払われた賃金やその他の経費が上記金額を下回る場合は、その額となります。

補助対象者

次の①~⑤のいずれにも該当する事業主

- ①府内(京都市内を除く)に主たる事業所を有する中小企業、老人福祉・介護事業を行う事業所、障害者福祉事業を行う事業所、保育所、幼稚園等(いずれも公営施設を除く)※京都市内の事業者は京都市の制度を活用下さい。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業主
- ③対象労働者(京都府民に限る)を6/1~12/15の間に新たに採用し、3箇月以上雇用する事業主
- ④雇用保険適用事業所
- ⑤京都府税の滞納がない事業主

※その他にも要件があります。詳細はホームページで御確認ください。

事業実施期間

令和2年6月1日~令和3年3月15日に完了する事業

労働者の雇用開始日は、令和2年6月1日~令和2年12月15日に限る

受付期間

令和2年**10月14日**(水)~令和2年**11月13日**(金) **午後5時必着**

申請方法

郵送受付のみ

※ コロナウイルス感染防止のため、御理解・御協力をお願いいたします。

<郵送先> 〒604-8106京都市中京区丸木材木町670-1
吉岡御池ビル3階

京都「コロナ離職者雇用等に関する補助金」事務局宛て

申請書等

京都府ホームページからダウンロードしてください。
(京都市内の事業者は京都市ホームページから)
広域振興局にも置いています。

説明動画を御覧
いただけます!



お問い合わせ先

京都「コロナ離職者雇用等に関する補助金」事務局
0570-200-402

9:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

申請書等



京都府

商工労働観光部人材確保推進室

Q & A 新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業費補助金

Q1 この補助金はどのような経費に使えますか？

新たに3箇月以上労働者（ただし、京都府民に限る）を雇用する場合に、補助金の対象となります。補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。

(1) 新たに雇用した労働者に対する賃金

【具体例】 次に掲げる方を雇用したときの賃金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消者等
- ・就職が困難な方（就職氷河期世代や高齢者、障害者、生活保護受給者など）

(2) 新たに雇用した労働者等に対する研修等の実施に必要な経費

【具体例】 講師謝金及び旅費（講師分に限る）、教材購入費、会場費等
作成等費用、ガイドライン遵守のための研修費用、作成に係る専門家謝礼等

(3) 新たに雇用した労働者に係る求人募集等の実施に必要な経費

【具体例】 民間求人サイトへの掲載料、求人広告費用、チラシ作成料等

Q2 補助対象者とならない場合がありますか？

補助対象者とならない方は、次のとおりです。

- ・みなし大企業
- ・営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ・申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
- ・令和2年6月1日以降に、従業員を事業主の都合で解雇している事業主
- ・対象労働者の新たな雇用を要件として、他の助成金を受給している事業主（ただし、雇用調整助成金、京都市雇用情勢の悪化に伴う社会福祉施設の担い手確保対策に関する補助金等を除く）
- ・暴力団員等又は暴力団密接関係者を役員及び使用人としている事業主
- ・性風俗営業等を営む事業主
- ・対象労働者の雇用日の前日から過去1年間に、当該労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性からみて密接な関係にある事業主
- ・対象労働者が雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族である事業主
- ・京都府が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

Q3 既に雇用した労働者についても対象となりますか？

令和2年6月1日から同年12月15日までの間に、新たに雇用を開始した労働者が対象となります。

Q4 1事業者当たりの上限人数はありますか？

1事業者につき、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者併せて10人が上限となります。

Q5 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の交付予定額は、11月以降順次郵送でお知らせします。その後、雇用開始から3ヶ月経過後に提出いただく「実績報告書」（雇用契約書や賃金台帳、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等添付が必要）を確認後、補助金額を確定し、速やかにお支払いしますが、「実績報告書」の提出から1～2ヶ月後になる見込みです。

Q6 本社が京都市内にある場合はどのように申請すればいいですか？

申請先及び交付決定者が、京都市長となるため、京都市のホームページ等から申請書様式を入手し、必要事項を記入のうえ、申請してください。

なお、お問い合わせ先及び郵送先については、府市共通事務局を開設しています。